

審 査 基 準

令和 7 年11月28日 作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第 3 1 条の 2 3 において準用する第 7 条の 3 第 1 項
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第 3 1 条の 2 3 において準用する第 7 条の 3 第 2 項において準用する第 4 条第 1 項（承認の基準） 規則第 1 条（分割承認申請書の提出）、第 6 条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第 7 4 条の 2 において準用する第 6 条の 2（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）、第 6 条の 3（許可を受けようとする者と密接な関係を有する法人）、第 8 3 条において準用する第 1 5 条（特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認の申請）
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：3 5 日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署（担当窓口 生活安全課）
問 合 せ 先：申請先に同じ
備 考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 7 年 1 1 月 2 8 日 警察庁生活安全局）第 1 5 及び第 2 5 を参照すること。

審 査 基 準：

法第31条の23において準用する法第7条の3第2項において準用する法第4条第1項各号に該当しないなど、法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。

(1) 法第31条の23において準用する法第7条の3第2項において準用する法第4条第1項第3号

法第31条の23において準用する法第7条の3第2項において準用する法第4条第1項第3号に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者であり、例えば次のような者が該当する。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）
- ② 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 暴力団以外の犯罪的組織の構成員で、当該組織の他の構成員の検挙状況等（犯罪率、反復性等）から見た当該組織の性格により、強いぐ犯性が認められる者
- ④ 過去10年間に暴力的不法行為等（規則第6条）を行なったことがあり、その動機、背景、手段、日常の素行等から見て強いぐ犯性が認められる者

(2) 法第31条の23において準用する法第7条の3第2項において準用する法第4条第1項第7号

法第31条の23において準用する法第7条の3第2項において準用する法第4条第1項第7号イからハまでに規定する、分割の承認を受けようとする者と密接な関係を有する法人として、規則第6条の3で規定された者は以下のとおりである。

ア 法第31条の23において準用する法第7条の2第2項において準用する法第4条第1項第7号イの国家公安委員会規則で定める者（規則第6条の3第1項）

- ① 申請者が株式会社である場合はその議決権の過半数を所有している者
- ② 申請者が持分会社である場合はその資本金の二分の一を超える額を出資している者
- ③ 出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、当該申請者の事業の方針の決定に関して、前記①②に掲げる者と同等以上の支配的な影響力を有すると認められる者

イ 法第31条の23において準用する法第7条の3第2項において準用する法第4条第1項第7号ロの国家公安委員会規則で定める者（規則第6条の3第2項）

- ① 親会社等がその議決権の過半数を所有している株式会社
- ② 親会社等がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社
- ③ 出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する親会社等の支配的な影響力が前記①②に掲げる者と同等以上と認められる者

ウ 法第31条の23において準用する法第7条の3第2項において準用する法第4条第1項第7号ハの国家公安委員会規則で定める者（規則第6条の3第3項）

- ① 申請者が議決権の過半数を所有している株式会社
- ② 申請者が資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社
- ③ 出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する当該申請者の支配的な影響力が前記①②に掲げる者と同等以上と認められる者

(3) 法第31条の23において準用する法第7条の3第2項において準用する法第4条第1項第13号

法第31条の23において準用する法第7条の2第2項において準用する法第4条第1項第13号の該当の有無の判断に当たっては、申請者の事業活動と同項第3号に該当する者との関わり方を個別具体的に検証することとなるが、本号の「支配的な影響力」を有する者の範囲は、一般に、同項第6号の「支配力」を有する者よ

りも広いと解され、例えば、申請者たる法人に関していかなる役職も有していない者であつても該当し得る。

また、法第31条の23において準用する法第7条の3第2項において準用する法第4条第1項第13号中「その他の関係」には、親族関係、人的資本関係、株式所有関係等が含まれる。